

(平成26年3月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月30日は3万円、18年12月29日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月30日  
② 平成18年12月29日

年金記録によると、A社（現在は、B社）から支給された賞与について、申立期間①及び②の記録が無いので、両申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与データ及びC銀行から提出された通常貯金預払状況調書により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与データにおける厚生年金保険料の控除額から、平成17年12月30日は3万円、18年12月29日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月30日

年金記録によると、A社（現在は、B社）から支給された賞与について、申立期間の記録が無いので、申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与データ及びC銀行から提出された通常貯金預払状況調書により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与データにおける厚生年金保険料の控除額から、13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月31日から同年2月1日まで  
② 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

昭和36年から平成11年まで、B社及び同社の関連会社に継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間①及び②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①は、A社からB社本店に、申立期間②は、同社本店から同社D支店に、それぞれ異動した時期であるが、いずれも継続して勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、C社から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和42年2月1日にA社からB社本店に異動)、

申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本により、A社は既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和42年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、C社から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（B社本店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社D支店は、昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②当時は適用事業所でなかったことが確認できるものの、当時、申立人と同時期に同社同支店に赴任したとする複数の同僚は、「当時、B社D支店を開設するため、昭和42年6月1日より前に、多数の従業員が同社の各支店からD支店に異動している。同支店が開設されるまでの期間は、本店に籍を置いていた。」と供述していることから判断すると、同社D支店が同保険の適用事業所となった同年6月1日より前の申立期間②については、同社本店において同保険を適用させる取扱いであったことが推認できる。

以上のことから判断すると、申立期間②について、申立人のB社本店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社本店における昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事

務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

申立期間①に賞与が支給されたが、年金記録によると、当該賞与の記録が確認できない。

また、申立期間②について、年金記録における標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた。

申立期間①及び②について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社が保管する平成16年分及び17年分に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与台帳により、申立人は、19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記源泉徴収簿及び給与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「申立期間①の賞与を除く全ての給料支払明細書を所持している。平成15年当時の賞与額は、16年と同額であり、

同年8月に10万円の賞与が支給されていることが確認できることから、申立期間①についても、10万円の賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と主張している。

しかしながら、A社は、「平成15年分の資料を廃棄しているため不明である。」と回答しており、申立期間①に係る申立内容について確認することができない。

また、申立人から提出された給料支払明細書及び平成15年分の源泉徴収票によると、同年に支給された給与及び賞与（申立人が給料支払明細書を所持していない申立期間①の賞与を除く。）に係る給料支払明細書の給与支給額及び賞与支給額の合計額は、同年分の源泉徴収票における支払金額と一致していることが確認できることから、申立人は、申立期間①に係る賞与が支給されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成13年10月から15年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から15年10月16日まで  
② 平成15年7月31日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①については、年金記録の標準報酬月額に見合う保険料額よりも高い額を給与から控除されていたと思うので調べてほしい。

また、申立期間②については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された平成13年及び14年の確定申告書を書き写した資料並びに15年の確定申告書において確認又は推認できるA社に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、13年10月から15年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、確定申告書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、確定申告書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間②において、当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成15年に係る賞与明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成14年1月から同年12月までは20万円、15年1月から同年3月までは36万円、同年4月から同年7月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月1日から15年8月16日まで  
② 平成15年7月31日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①については、年金記録の標準報酬月額に見合う保険料額よりも高い額を給与から控除されていたと思うので調べてほしい。

また、申立期間②については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された平成14年の確定申告書を書き写した資料及び15年の確定申告書において確認又は推認できるA社に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、14年1月から同年12月までは20万円、15年1月から同年3月までは36万円、同年4月から同年7月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、確定申告書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、確定申告書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間②において、当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成15年に係る賞与明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を、昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から同年10月1日まで  
申立期間は、勤務先であるA社がC社となった時期であり、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社とC社の双方で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間の前後において勤務形態に変更は無く、A社に継続して勤務していたものと認められる。

また、商業・法人登記簿謄本（以下「登記簿謄本」という。）によると、A社及びC社の代表取締役は、同一人であることが確認できるとともに、昭和32年10月\*日発行の地元紙によると、C社は、「新工場が落成し、A社がC社として新たに発足した。」旨の新聞広告を行っていたことが確認できる。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に、A社において昭和32年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年10月1日にC社において同資格を取得していることが確認できる8人に照会し全員から回答が得られたところ、いずれも「A社に勤務していたが、昭和32年10月に新工場が操業を開始し、ほとんどの従業員が移った。」と供述しており、そのうち5人は、「申立期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和33年5月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同社の後継会社であるB社は、登記簿謄本上現存しているものの、事業主及び役員と連絡を取ることができず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を、昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から同年10月1日まで

申立期間は、勤務先であるA社がC社となった時期であり、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社とC社の双方で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間の前後において勤務形態に変更は無く、A社に継続して勤務していたものと認められる。

また、商業・法人登記簿謄本（以下「登記簿謄本」という。）によると、A社及びC社の代表取締役は、同一人であることが確認できるとともに、昭和32年10月\*日発行の地元紙によると、C社は、「新工場が落成し、A社がC社として新たに発足した。」旨の新聞広告を行っていたことが確認できる。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に、A社において昭和32年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年10月1日にC社において同資格を取得していることが確認できる8人に照会し全員から回答が得られたところ、いずれも「A社に勤務していたが、昭和32年10月に新工場が操業を開始し、ほとんどの従業員

員が移った。」と供述しており、そのうち5人は、「申立期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和33年5月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同社の後継会社であるB社は、登記簿謄本上現存しているものの、事業主及び役員と連絡を取ることができず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を、昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から同年10月1日まで

申立期間は、勤務先であるA社がC社となった時期であり、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社とC社の双方で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間の前後において勤務形態に変更は無く、A社に継続して勤務していたものと認められる。

また、商業・法人登記簿謄本（以下「登記簿謄本」という。）によると、A社及びC社の代表取締役は、同一人であることが確認できるとともに、昭和32年10月\*日発行の地元紙によると、C社は、「新工場が落成し、A社がC社として新たに発足した。」旨の新聞広告を行っていたことが確認できる。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に、A社において昭和32年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年10月1日にC社において同資格を取得していることが確認できる8人に照会し全員から回答が得られたところ、いずれも「A社に勤務していたが、昭和32年10月に新工場が操業を開始し、ほとんどの従業員が移った。」と供述しており、そのうち6人は、「申立期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和33年5月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同社の後継会社であるB社は、登記簿謄本上現存しているものの、事業主及び役員と連絡を取ることができず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和43年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月25日から同年12月5日まで

申立期間は、A社（勤務先店舗はC社本店）からA社B支店（勤務先店舗はC社D店）に異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及び同社の事業を承継しているE社の回答並びに申立期間当時のA社B支店の社会保険事務担当者を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和43年11月25日にA社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B支店は、昭和43年12月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同社同支店は法人事業所であり、複数の同僚の供述により、申立期間当時は少なくとも5人以上の社員が同社同支店の運営するC社D

店の開店準備の業務に従事していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間においてA社B支店が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、51年10月から52年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から46年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで  
③ 昭和51年10月から52年3月まで  
④ 昭和55年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間①について、私が20歳になった頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②から⑤については、私が国民年金保険料を納付していた。

各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人が20歳になった頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和46年11月30日にA市で払い出されたことが確認でき、申立人の主張と一致しない上、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人がその後転居したB市及びC市の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）のいずれにおいても、申立人は、昭和46年4月1日に、初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、

保険料を納付していたとされる申立人の母親も既に死亡しており、当時の保険料納付の状況を確認することができない上、申立人が、申立期間①の保険料納付状況を証言してくれる者として名前を挙げた申立人の妹に聴取したが、申立人の母親が申立人は国民年金に加入していると言っていたことは記憶しているものの、申立期間①の保険料の納付について、具体的な証言を得ることはできなかった。

- 2 申立期間②から⑤までについて、申立人の特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、当該期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる上、申立人は、自身で保険料を納付するようになった昭和49年4月以降、納付期限を意識して保険料を納付しており保険料の納付の督促は受けたことが無いと供述しているものの、申立人の特殊台帳及び同市の国民年金被保険者名簿により、昭和50年度、55年度、56年度及び58年度の1月から3月までの保険料を過年度納付していること、及び申立人のオンライン記録により、申立期間⑤と推察される未納期間について保険料の納付書が作成されていることが確認でき、申立人の供述と一致しない。
- 3 申立ては5期間と多く、これだけの期間にわたり、複数の行政機関において事務処理を誤ることは考えにくい上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 26 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B本社（現在は、C社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に記載されている女性のうち、オンライン記録により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 44 年 7 月 26 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 14 人の支給記録を確認したところ、7 人（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録があり、当該 7 人全員の被保険者原票に脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の表示が記されていることが確認できる。

また、上記 7 人のうち 1 人が、「A社B本社からは脱退手当金の説明を受けており、同社が代理で脱退手当金の請求をしていた。」と回答している上、同社の申立期間当時の社会保険事務担当者二人が、「脱退手当金の説明及び代理請求をしていた。」と回答していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立人は、A社B本社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 5 か月後に脱退手当金が支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給

していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 10 日から 44 年 7 月 17 日まで  
② 昭和 44 年 9 月 28 日から同年 12 月 26 日まで

昭和 41 年 12 月 10 日から 44 年 12 月 25 日まで、A社に舞台の司会者として継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

事業主が作成した在職証明書を提出するので、両申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人から提出された昭和 55 年 4 月 7 日付けの在職証明書によると、申立人は、41 年 12 月 10 日から 44 年 12 月 25 日までA社に在職していたことが記載されているが、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は死亡している上、解散時の事業主の子は、「資料を廃棄しているため、当時の状況は不明である。」と回答しており、当該在職証明書の記載内容について確認することができないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

2 申立期間①について、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 44 年 7 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所に同時期に入社したとする同僚 6 人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該 6 人のうち 3 人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない

上、他の3人は、申立人と同様に、当該事業所が同保険の適用事業所となった昭和44年7月17日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、オンライン記録によると、当該3人のうち2人は、申立期間①当時、国民年金に加入し、保険料を納付又は申請免除していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和44年7月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた14人（申立人が名前を挙げた前述の同僚のうち一人を含む。）に照会し、回答が得られた7人のうち6人は、「昭和44年7月17日より前から勤務していた。」と供述しているところ、そのうち一人は、「私は、昭和40年頃から勤務したが、当初は個人経営であり、厚生年金保険に加入していなかった。その後、44年頃に法人化され、同保険に加入することになったと記憶している。同保険に加入する前の申立期間①当時は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と具体的に供述している。

- 3 申立期間②について、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた16人に照会し、11人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が訂正されているなどの不自然な形跡は確認できない上、申立人は、昭和44年10月15日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月8日から30年9月24日まで  
② 昭和31年9月29日から32年2月1日まで  
③ 昭和33年5月1日から同年10月24日まで

申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社に、申立期間③は、C社（現在は、D社）に、それぞれ継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、商業・法人登記簿謄本によると、A社及び合併により同社を承継したE社は、既に解散している上、当時の事業主は既に死亡しており、承継事業所の解散時の事業主は、「確認できる資料や当時を知る者もないため何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①及びその前後において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚11人に照会し、5人から回答を得られたところ、そのうち申立期間①当時の社会保険事務担当者を含む3人は、いずれも「申立人は、同じF市出身の同僚と同じ時期に退職した。」と回答しており、同被保険者名簿によると、当該同僚は、申立人と同日の昭和29年10月8日に

厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上述の社会保険事務担当者は、「会社では、ほぼ全員の社員が社会保険に加入していたが、在職中に社会保険の加入を打ち切るようなことは無かった。」と供述している。

- 2 申立期間②について、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、平成8年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、9年3月\*日に破産宣告を受けていることが確認できるとともに、破産時の代表取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人の妻が当時のことを証言してくれる者として名前を挙げた申立人の弟は、「B社では、兄と一緒にの時期に勤務しておらず、申立期間②当時の兄の勤務状況は分からない。」と供述している。

さらに、B社に係る被保険者名簿により、申立期間②及びその前後において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚5人に照会し、3人から回答を得られたところ、そのうち唯一申立人を記憶していた者は、「申立人が勤務していたことは知っている。所属部署が異なったことから、勤務していた時期については、明確に覚えていないが、勤務期間は、一年かそれを若干超えるくらいであったと記憶している。」と供述しており、同被保険者名簿によると、申立人の同社における同保険の被保険者期間は、昭和30年9月25日から31年9月29日までと記録されている。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人のB社における被保険者資格喪失日は上記のとおり昭和31年9月29日と記録されている上、同被保険者名簿の備考欄に「証受理、31.10.15」と記載されており、申立人の健康保険証が同年10月15日に社会保険事務所（当時）に返却されていることが確認できる。

- 3 申立期間③について、D社は、「当社がC社の名称で厚生年金保険の適用事業所であった申立期間③当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務期間は確認できない。また、当時は6か月程度の試用期間が設けられていた可能性があることから、仮に申立人が申立期間③について勤務していたとしても、試用期間のために厚生年金保険に加入していなかった可能性もある。」と回答していることから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、C社に係る被保険者名簿により、申立期間③及びその前後において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚11人に照会し、10人から回答を得られたところ、申立人を記憶していた4人のうち1人は、「私は、昭和33年の秋に入社したが、申立人は、私の1か月ぐらい後に入社した。」と供述している上、同被保険者名簿によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資

格取得日は昭和 33 年 9 月 20 日と記録されており、申立人の資格取得日の記録（昭和 33 年 10 月 25 日）の約 1 か月前であることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の C 社における同保険の被保険者資格取得日は、昭和 33 年 10 月 25 日と記録されており、これは、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

4 このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。